

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

平成20年6月4日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)琵琶湖・守山リゾートS C
守山市今浜町字七番 2620-2 ほか

2 県の意見の概要

- (1) 開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合には、建物設置者と地域住民との協議の場を設けるとともに、必要に応じて関係機関、道路管理者と協議し、広域的に、有効かつ適切な対策を継続して追求すること。その際、道路情報の提供に関しても、あわせて検討されたい。
- (2) 円滑な出入庫や駐車が可能となるよう駐車場内における車両と歩行者の適切な誘導、ならびに歩行者の安全確保に関する対策を講じること。
- (3) 搬入車両のバックブザー停止など、夜間の荷さばき施設における騒音対策を講じること。

3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成20年6月4日から平成20年7月4日まで